基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年七月三十一日を取得日として、その所有する全部取得条項付種類株式の全部を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式一株につき、当社定款第五条の二に定めるA種種類株式を五十三万四千二百分の一の割合をもって、当社が交付する株主と定めましたので公告します。

平成二十六年七月十四日

名古屋市中区栄一丁目四番五号

株式会社中部日本倶楽部会館

代表取締役　近森　俊彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年七月十四日

大阪府吹田市広芝町九番三三号

日本ＰＣサービス株式会社

代表取締役　家喜　信行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十四日

山形市小白川町五丁目一七番七号

株式会社ホリエ

代表取締役　堀江　稔益

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十四日

福岡市東区松崎三丁目四番四号

東電株式会社

代表取締役　仲摩　洋一

株式分割につき通知公告

当社は、株式百四十株を一万四千株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年七月三十日です。

平成二十六年七月十四日

京都市中京区柳馬場通錦小路上る十文字町四三九番地ハイランドコート錦九〇二号

株式会社山二

代表取締役　山本　順子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるナディーム・アクバルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月十四日

名古屋市港区宝神五丁目一〇三一番地の一

リジョイス・トレーディング・エンター

プライジーズ・シー・シー

日本における代表者　ナディーム・アクバル

限定承認公告

本籍東京都中央区入船二丁目五番地二、最後の住所千葉県野田市七光台四〇五―九二

被相続人　亡　杉山　徳一

右被相続人は平成二十六年四月八日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

千葉県流山市東深井八六五―一四七

限定承認者　杉山　洋一

限定承認公告

本籍秋田県北秋田市鎌沢字新屋布四〇番地一、最後の住所神奈川県相模原市中央区南橋本三丁目四番二七号

被相続人　亡　福田　健

右被相続人は平成二十六年四月八日死亡し、その相続人は平成二十六年七月四日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人福田武美

代理人弁護士　鈴木　智也

限定承認公告

本籍東京都中央区日本橋人形町一丁目一二番、最後の住所東京都港区海岸一丁目九番一五―一九〇一号

被相続人　亡　須藤　義雄

右被相続人は平成二十六年三月二十九日死亡し、その相続人は平成二十六年七月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

神奈川県藤沢市鵠沼松が岡三丁目五番九号

サニーメゾン一〇一号室

相続財産管理人　大橋　香奈

限定承認公告

本籍大阪府大阪市都島区毛馬町一丁目二〇番地四、最後の住所大阪府守口市八雲東町二丁目七四番一一―四〇四号

被相続人　亡　静　ゆき枝

右被相続人は平成二十六年四月三日死亡し、その相続人は平成二十六年七月一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

大阪府守口市梶町一丁目五九番一三号

相続財産管理人　静　みどり

限定承認公告

本籍福岡県遠賀郡水巻町吉田団地一〇九〇番地、最後の住所福岡県遠賀郡水巻町吉田団地八番四九―八号

被相続人　亡　黒木　ハル

右被相続人は平成二十六年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年六月三十日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十四日

福岡県遠賀郡水巻町吉田団地四番八七―三号

相続財産管理人　黒木　幸子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年五月七日

掲載頁　二十七頁（号外第九十九号）

平成二十六年七月十四日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ジーピーティー特定目的会社

取締役　泉部　充

訂正公告

平成二十六年七月四日（号外第一五一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、乙の商号「日本システック・ビジネスサービス」とあるは「日本システック・ビジネスサービス株式会社」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月十四日

大阪市阿倍野区西田辺町二丁目五番三号

（甲）日本システック株式会社

代表取締役　明渡　晃弘

大阪市阿倍野区西田辺町二丁目五番三号

（乙）日本システック・ビジネスサービス株式会社

代表取締役　服部　匡克

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇四	二五	上二一～三	「消防法施行規則第三十一条の六第五項の規定に基づく」を削る。	（原稿誤り）
〃	〃	一七～一八	種類	種類を定める件
〃	〃	九～一〇	「及び複合型居住施設用自動火災報知設備」	「及び共同住宅用連結送水管」、「共同住宅用連結送水管及び複合型居住施設用自動火災報知設備及び」

（終りから）

平成二十六年七月二日掲載の前橋地方法務局太田支局に係る工場財団中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十四日付第一五七号一
四月十一日付参会第一六号

二八ページ●同日付政府調達第一三〇号四八ページ●四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）

印刷所　東京都千代田区大手町一丁目6番1号　大日本印刷株式会社　東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号　大日本印刷株式会社　東京都港区東新橋一丁目6番1号　株式会社ジャムコ　東京都港区芝浦三丁目1番21号　日本ビジネス印刷株式会社　東京都千代田区神田美土代町7番地　株式会社廣済堂　東京都千代田区神田美土代町7番地　株式会社廣済堂ネクスト